

「無店舗取次店を営業される皆様」へ

令和7年4月1日現在

〈無店舗取次店（クリーニング関係）を営業する場合〉（クリーニング業法第5条第2項）

豊中市域において無店舗取次店を営業される方は、営業方法、従事者数その他必要事項をあらかじめ保健所へ届け出ていただく必要があります。

※「無店舗取次店」とは、クリーニング所を開設せずに洗濯物の受取及び引渡しを車両を用いて行う店舗のことで、以下の場合が該当します。

- ・クリーニング業者とあらかじめ配送方法や配送料金等について特定の契約を締結して営業する場合。
- ・受付窓口において上記契約をした特定のクリーニング業者に係る洗濯物として認識して、継続反復的に他の荷物と異なる取扱いを行う場合。

〈営業の届出〉

○届出書類および必要な書類について

届出書類	届出書様式	提出部数
無店舗取次店営業届出書 (構造設備の概要記載欄は別添図面可)	様式第2号	正本1部
必要な書類		備考
営業者が法人の場合、登記事項証明書（発行日より3か月以内のもの）		コピー可
従事者の中にクリーニング師がいる場合は、クリーニング師免許証 (氏名が変更になっている場合は、そのことを証する書類(戸籍抄本等、コピー可)もあわせてご持参ください。)		コピー可
営業者が他にクリーニング所を開設している際は、その名称、所在地、従事者数、クリーニング師名等を記載した書類		
営業者が他に無店舗取次店を営業している際は、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号もしくは車両番号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類		

○届出先【豊中市内で無店舗取次店（クリーニング関係）を営業しようとする場合】

届出窓口：豊中市保健所 保健安全課 生活衛生係

（〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1 豊中市保健所）

受付時間：平日（月曜～金曜）午前9時から午後5時15分

〈苦情の申出先の明示〉

洗濯物の受取及び引渡しに際して、利用者に苦情の申出先を記載した書面を配布してください。

- （1）苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号
- （2）苦情の申出先となる無店舗取次店の名称、車両保管場所及び電話番号

お問い合わせ先

豊中市保健所 保健安全課 生活衛生係

〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1

電話：06-6152-7321 FAX：06-6152-7328